

○奈良県障害者施策推進協議会条例

昭和四十六年三月二十二日

奈良県条例第四十六号

改正 昭和五一年三月三〇日条例第一九号

平成六年三月三〇日条例第二二号

平成七年三月三十一日条例第三六号

平成一〇年三月二七日条例第七号

平成一二年一二月二二日条例第一九号

平成一六年八月一三日条例第七号

平成二二年三月三十一日条例第五四号

平成二三年八月五日条例第八号

平成二四年三月二六日条例第三三号

平成二九年三月二八日条例第五七号

〔奈良県心身障害者対策協議会条例〕をここに公布する。

奈良県障害者施策推進協議会条例

(平六条例二二・改称)

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第三十六条第三項の規定に基づき、奈良県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平六条例二二・平一二条例一九・平一六条例七・平二三条例八・平二四条例三三・一部改正)

(組織)

第二条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

3 学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平六条例二二・平一〇条例七・一部改正)

(専門委員)

第三条 協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平六条例二二・一部改正)

(部会)

第四条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて協議会の決議とすることができる。

(平二九条例五七・追加)

(会長)

第五条 協議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(平二九条例五七・旧第四条繰下)

(会議)

第六条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平二九条例五七・旧第五条繰下)

(庶務)

第七条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(昭五一条例一九・平七条例三六・平二二条例五四・一部改正、平二九条例五七・旧第六条繰下)

(その他)

第八条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、知事が定める。

(平二九条例五七・旧第七条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五一年条例第一九号)

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則(平成六年条例第二二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定並びに次項及び附則第三項の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定による改正前の奈良県心身障害者対策協議会条例第一条に規定する奈良県心身障害者対策協議会は、第一条の規定による改正後の奈良県障害者施策推進協議会条例(以下「改正後の条例」という。)第一条に規定する奈良県障害者施策推進協議会となるものとする。
- 3 第一条の規定の施行の日から平成七年一月十九日までの間に新たに学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから任命される委員の任期は、改正後の条例第二条第三項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

(平成六年規則第八号で平成六年六月一日から施行)

附 則(平成七年条例第三六号)

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年条例第七号)抄

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一九号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成一六年条例第七号)

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十号)第二条の規定の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成一七年四月一八日)

附 則(平成二二年条例第五四号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二三年条例第八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年条例第三三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成二四年規則第三号で平成二四年三月三十一日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の奈良県障害者施策推進協議会条例に規定する奈良県障害者施策推進協議会並びにその会長、委員及び専門委員は、この条例による改正後の奈良県障害者施策推進協議会条例の規定による奈良県障害者施策推進協議会並びにその会長、委員及び専門委員となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則(平成二九年条例第五七号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。